

一般社団法人全国公正取引協議会連合会定款

平成25年4月 1日施行

平成28年6月13日施行

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人全国公正取引協議会連合会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）及び同法第31条第1項に基づき認定を受けた公正競争規約（以下「規約」という。）の運用を円滑、かつ、効果的に推進させることにより、一般消費者による自主的、合理的な選択に資するとともに、公正な取引の促進を図り、もって国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、規約の普及及び啓発に関する事業を行うものとし、これに必要な業務を次に掲げる。

- (1) 規約施行機関の事業に関する指導・協力に関すること。
- (2) 規約遵守状況に関する調査に関すること。
- (3) 規約に関する相談及び苦情処理に関すること。
- (4) 規約不参加事業者の規約への加入促進に関すること。
- (5) 事業者及び事業者団体に対する規約の普及、啓発及び規約設定の指導・協力に関すること。
- (6) 一般消費者に対する規約の普及、啓発に関すること。
- (7) 規約、不当な顧客誘引行為その他公正取引に関する調査・研究に関すること。
- (8) 景品表示法その他公正取引に関する法令の普及、啓発及び違反防止に関すること。
- (9) 関係官公庁との連絡並びに関係団体との連絡及び調整に関すること。
- (10) その他当法人の目的を達成するために必要と認められる事業。

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した規約施行機関
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した事業者又は団体

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、所定の入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、当法人の事業に賛同する者であるなど、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を毎年度納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、1か月以上前に当法人に対して予告をした上で、所定の退会届を会長に提出して退会することができる。ただし、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。

2 会員は、前項により退会しようとするときは、納付すべき会費等で未納のものは、完納しなければならない。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議に基づき、除名することができる。この場合には、その会員に対し、総会の開催の日の10日前までに、その旨書面をもって通知し、かつ、総会で弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 当法人は、前項の決議があったときは、除名の理由を明らかにした書面をもって、その旨を当該会員に通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員の同意があったとき。
- (2) 当該会員が解散したとき。
- (3) 第7条に定める会費を1年以上滞納したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 既納の会費及びその他の拠出金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(種別)

第13条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額及びその支給の基準
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分

(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第15条 定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。会長は、請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、総会の目的である事項を記載した書面、又は電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により議決権行使することができるとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故あるとき又は欠けたときは、その総会において出席した正会員のうちから選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならぬ。理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでのものを選任することができる。

(議決権の代理行使、書面決議及び総会決議の省略等)

第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された議題について書面若しくは電磁的記録をもって決議し、又は代理人を定めて議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条第1項の規定の適用については、出席した議決権の数に参入する。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

4 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名が、記名押印しなければならない。

第4章 役員及び顧問

(役員の種類及び定数)

第22条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上30名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長とし、1名を会長代行、6名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長及び会長代行もって一般法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事を同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第23条 理事及び監事は、正会員の代表者、これに準ずる者若しくは正会員の業務を執行する者又は学識経験者の中から総会の決議によって選任する。

2 会長、会長代行、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長及び会長代行は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び専務理事は、会長及び会長代行を補佐し、当法人の業務を分担する。

3 会長、会長代行、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する日までとする。

3 理事及び監事は、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議に基づいて解任することができる。この場合には、

その役員に対し、総会の開催の日の10日前までに、その旨書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えなければならない。

(役員の報酬等)

第28条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には総会において定める総額の範囲内で報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問)

第29条 当法人に、任意の機関として、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、正会員の代表者若しくはこれに準ずる者又は学識経験者の中から、理事会の承認を得て、任期を定めた上で会長が委嘱する。

3 顧問は、会務に関し、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

4 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 理事会

(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、会長代行、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) その他法令で定める事項

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長代行が理事会を招集する。

3 会長及び会長代行に事故あるとき又は欠けたときは、各理事が理事会を招集する。

4 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに各理事及び監事に招集の通知を発

するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長代行がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事がその提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会決議があつたものとみなす。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

3 前項の規定は、第24条第3項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、会長代行及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第6章 専門委員会

(専門委員会の設置)

第37条 当法人の事業、業務等の円滑な運営上必要があるときは、会長は、理事会の決議を経て、専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会には、委員長及び所要の委員を置く。

(専門委員会委員長の委嘱等)

第38条 専門委員会の委員長は、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

2 専門委員会の委員は、委員長の推薦により、会長が委嘱する。

3 専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 当法人の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備えおくものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第42条 当法人が資金の借り入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多

数をもって決議しなければならない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の制限)

第45条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第46条 当法人が、清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補 則

(事務局の設置等)

第48条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(委 任)

第49条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 当法人の最初の代表理事である会長は宮原道夫、会長代行は糸田省吾、業務執行理事である副会長は豊田章男、中鉢良治、植木正威、専務理事は吉武三男とする。

附 則

この定款の変更は、平成28年6月13日から施行する。